

国分寺市こくぶんじ想い団体応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国分寺市に対する寄附金のうち、寄附者（個人に限る。以下同じ。）が応援する公益的活動を実施する団体を指定して寄附されたこくぶんじ想い団体応援寄附金（以下「応援寄附金」という。）の取扱い及び当該指定された団体に対してこくぶんじ想い団体応援寄附金による団体への補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(応援寄附金の納付方法)

第2条 寄附者は、市長が指定するふるさと納税サイトを通じて、応援寄附金を寄附するものとする。

(補助金交付対象)

第3条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、国分寺市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第5号）第26条の8（寄附金税額控除）の規定により市民税の寄附金税額控除の対象となる団体（以下「寄附金税額控除対象団体」という。）のうち、応援寄附金に係る寄附者が指定したものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象団体の活動に要する経費のうち、公益に資する事業に要する経費とする。ただし、市長が適当でないと認める経費は除く。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象団体ごとに決定するものとし、当該補助対象団体を指定してなされた応援寄附金の額から寄附募集に係る経費（以下「募集経費」という。）の額を控除した額に100分の70を乗じて得た額と

補助対象経費の額とを比較していずれか少ない額を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 応援寄附金から補助金及び募集経費を除いたものの使途については、市長が決定するものとする。

(補助金の申請意思確認)

第6条 補助対象団体になろうとする寄附金税額控除対象団体は、市長が指定する期日までにこくぶんじ想い団体応援寄附金による団体への補助金申請意思確認書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、市長が指定する期日までに、こくぶんじ想い団体応援寄附金による団体への補助金交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、補助金を交付することと決定したときはこくぶんじ想い団体応援寄附金による団体への補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助金を交付しないことと決定したときはこくぶんじ想い団体応援寄附金による団体への補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請をした補助対象団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定するときは、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更)

第9条 前条第1項の規定により交付決定を受けた補助対象団体(以下「交付決定団体」という。)は、当該決定に係る申請の内容に変更が生じたと

きは、こくぶんじ想い団体応援寄附金による団体への補助金変更交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付決定の変更を行うことと決定したときはこくぶんじ想い団体応援寄附金による団体への補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、交付決定の変更を行わないことと決定したときはこくぶんじ想い団体応援寄附金による団体への補助金変更交付不承認通知書（様式第7号）により、当該申請をした交付決定団体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 交付決定団体は、市長が指定する期日までにこくぶんじ想い団体応援寄附金による団体への補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定団体は、補助金の交付を受けた日が属する会計年度（以下「当該会計年度」という。）が終了したときは、市長が指定する期日までに、こくぶんじ想い団体応援寄附金による団体への補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該会計年度の決算報告書
- (2) 当該会計年度における補助金を充当した事業の実施状況及び成果が確認できる資料（写真その他これに準ずる資料を含む。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の繰越し）

第12条 交付決定団体は、交付を受けた補助金を、原則として、当該会計年度中の事業に充当するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、交付を受けた補助金に剰余金が生じた交付決

定団体は、当該会計年度が終了する日までにこくぶんじ想い団体応援寄附金による団体への補助金繰越申出書（様式第10号）を市長に提出することにより、翌会計年度に限り当該補助金の全部又は一部を繰り越すことができる。この場合において、交付決定団体は、翌会計年度が終了したときに、繰り越した金額について、前条の規定に準じて実績報告を行わなければならない。

（公表の方法）

第13条 市長は、補助金の交付状況及び第11条の規定による実績報告について、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他適切な方法により公表するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1）第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- （2）補助金を第4条に規定する経費以外に充当したとき。
- （3）偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （4）補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、こくぶんじ想い団体応援寄附金による団体への補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該取消しに係る交付決定団体に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されてい

るときは、当該取消しに係る交付決定団体に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定団体に対し、当該各号に定める補助金の返還を命じるものとする。

(1) 当該会計年度中の事業に充当しない補助金の全部又は一部を翌会計年度に繰り越さないとき 当該会計年度中の事業に充当しない補助金のうち、翌会計年度に繰り越さない分

(2) 補助金を翌会計年度に繰り越したが、翌会計年度終了時になお翌会計年度中の事業に充当しない補助金が生じたとき 翌会計年度に繰り越した補助金のうち、翌会計年度中の事業に充当しない分

3 市長は、前2項の規定により補助金の返還を命じるときは、こくぶんじ想い団体応援寄附金による団体への補助金返還通知書（様式第12号）により当該交付決定団体に通知するものとする。

（応援寄附金の不返還）

第16条 市長は、補助金の全部又は一部を補助対象団体に交付しない場合であっても、既に納付された応援寄附金は寄附者に返還しないものとする。

（延滞金）

第17条 交付決定団体は、第15条第1項又は第2項の規定により補助金の返還を命じられたときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納額に年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市長に納付しなければならない。

（調査等）

第18条 市長は、交付決定に関して必要があると認めるときは、交付決定団体から報告を求め、又は自ら調査することができる。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。